

山口大学医学部附属医学教育センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学医学部規則第2条の2第2項の規定に基づき、山口大学医学部附属医学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、山口大学医学部（以下「本学部」という。）における医学教育を包括的に捉え、医学・医療の専門的知識と技術の教授とともに豊かな人間性を有する有能な医学研究者及び医療人を育成するための医学教育を遂行し、もって本学部の教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 医学教育の実施に関すること。
- (2) 医学教育 I R に関すること。
- (3) 医学教育総合電子システムに関すること。
- (4) 卒前卒後教育の連携に関すること。
- (5) 医学教育の改善に関すること。
- (6) その他医学教育に関すること。

(運営委員会)

第4条 センターの円滑な運営を図るため、山口大学医学部附属医学教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(医学教育連絡会議)

第5条 医学教育の改善・充実に向けた諸課題を円滑に遂行するため、センターに医学教育連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任大学教育職員
- (4) 大学院医学系研究科医学専攻医学教育学講座の専任大学教育職員
- (5) その他センター長が必要と認めた教職員

(センター長)

第7条 センター長は、大学院医学系研究科の専任教授のうちから、本学部教授会の議に基づき、医学部長が指名する。

2 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

3 センター長の任期は2年間とし、再任を妨げない。

4 センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第8条 副センター長は、大学院医学系研究科の専任大学教育職員のうちから、センター長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、医学部学務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月11日から施行する。